

令和4年度 市民後見人養成講座開催要項

1 目的

成年後見制度は、認知症や障害のために判断能力が不十分な方々の財産管理や身上保護を裁判所から選任された後見人等が支援し、これらの方々が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支える制度です。

昨今、成年後見制度の利用を希望する方が増加していますが、後見人等の担い手不足が制度の普及を阻害する要因となっています。

そこで、柏崎市における成年後見制度の普及を目的に、新たな成年後見制度の担い手として市民後見人を養成します。

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等で、本講座を修了し、希望する方は、当会実施する法人後見事業（当会が法人として、裁判所から選任され後見人等へ就任します。）利用者への支援活動に従事していただくことができます。

2 主 催 社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

3 期 日 令和4年7月20日から令和4年10月11日まで
(講義7日間・現場実習3日間：別紙プログラム参照)
※実習日程は、講座開始後にお知らせします。

4 会 場 柏崎市総合福祉センター

5 定 員 10名

6 応募資格 以下の(1)～(5)の全ての要件を満たしている方

- (1)令和4年6月現在、柏崎市・刈羽村地区に在住の方
- (2)市民後見活動に熱意と理解があり、受講終了後に市民後見人として活動可能な方
- (3)原則として、全日程の受講が可能な方（遅刻、早退、途中退出不可）
※やむを得ず欠席となった場合、レポート等の補講を予定しております。
- (4)専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士）以外の方
※専門職の方は事前に御相談ください。

- (5)民法第847条に定める、以下の後見人の欠格事由に該当しない方
 - ・家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - ・破産者

- ・行方の知れない者
- ・暴力団員

7 参加費 2,000 円（初回受付時に徴収いたします）

8 応募方法 指定の受講申込用紙に、必要事項を記入の上事前提出課題の作文（申込用紙及び作文原稿用紙は、柏崎市総合福祉センターの窓口で配布するほか、当会ホームページからダウンロードできます。）を添えて、令和4年6月6日から7月1日（必着）までに郵送又は持参にて下記の申込先へ御提出ください。持参する場合の受付は、月曜日～金曜日の午前9時から午後5時（祝日を除く。）の間にお願いします。

＜申し込み書提出時の注意事項＞

- ①受講申込書には、顔写真 3×4 cmを忘れずに貼付してください。（スナップ写真不可）
- ②事前課題（作文）のテーマ
「あなたが市民後見人養成講座の受講を希望した理由について（400字以内）。」

9 受講者決定 受講の可否は、令和4年7月10日頃までに応募者全員に郵送で通知します。なお、応募者が5名に満たない場合は、やむを得ず、講座を中止する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染対策を施した上で開催します。

※講座申込時に取得した個人情報については、市民後見人養成研修の受講に関する用途以外には使用しません。また、受講決定がされなかった方については、提出書類を返送します。

10 申込・問合先 〒945-0045 柏崎市豊町3-59 柏崎市社会福祉協議会 生活支援係
電 話 0257-22-1411 FAX 0257-22-1441
e-mail ks-80@syakyou.jp